



✓ DVをチェック!

DVの被害にあっていないか、
チェックしてみよう



- 相手は、機嫌がわるくなると物にあたるなど、
あなたを怖がらせる行動や態度をとる。
- 「誰に養ってもらっていると思ってるんだ」「甲斐性なし」など、ばかにしたようなことを言われる。
- 電話にでなかつたり、メールをすぐに返信しないと怒られる。
- 相手が認めた人とししか友達付き合いができないなど交友関係を制限される。
- 別れようとするとき「つきまとしてやる」「自殺してやる」「殺してやる」などと脅される。
- あなたの気持ちや体調を無視して、性的な行為を強要される。
- 避妊に協力してくれない。
- 生活費を渡してくれない。または、生活費を少額しか渡してくれない。
- 相手が家計を省みず浪費する。借金する。
- 外で働き、収入を得ることを妨げる。



県の相談窓口

相談
無料

秘密
厳守

匿名
相談可

● 配偶者暴力相談支援センター

(デートDVの相談もできます。)

愛媛県福祉総合支援センター

電話 089-927-3490

月～金 8:30～17:15

毎日 18:00～20:00

(祝日・年末年始を除きます。)

愛媛県男女共同参画センター

電話 089-926-1644

火～金 8:30～17:30

土・日 8:30～16:30

(祝日・年末年始を除きます。)

● 東予子ども・女性支援センター

電話 0897-43-3000

月～金 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除きます。)

● 南予子ども・女性支援センター

電話 0895-22-1245

月～金 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除きます。)

● 警察

警察本部警察相談室

電話 089-931-9110 / #9110

毎日24時間受付 (夜間・休祝日は当直対応)

各警察署相談窓口でも相談を受け付けています。

発行 / 愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

電話:089-912-2332 FAX:089-912-2444

E-mail: danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

URL <http://www.pref.ehime.jp/h15200/h15200.html>



女性の悩み
相談窓口一覧

男女共同参画社会の実現に向けて

STOP

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人からの暴力(DV)は、
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、
決して許されるものではありません。



DVって何?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある又はあった相手から振られる暴力のことです。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にあっても許されるものではありません。

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、刃物を突きつけるなど

精神的暴力

どなる、無視する、侮辱する、行動を束縛するなど

性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノ画像を無理やり見せるなど

経済的暴力

生活費を入れない、借金を繰り返す、お金を取り上げるなど

その他、外出や携帯でのやり取りを制限する社会的暴力や、子どもを利用した暴力もあります。何種類かの暴力が重なっている場合も多くあります。

- 平成29年度の内閣府の調査によると、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が被害にあったことが答えています。
- DVは、相手を支配するために暴力をふるうという特徴があります。対等な立場で意見をぶつけあう夫婦げんかとは異なります。
- 被害者・加害者に特定のタイプはありません。DV被害に気付いたとき、相談を受けたときは、相談窓口を伝え、相談することを勧めてください。

さまざまな機関で、被害者を支援しています



DV相談ナビ(0570-0-55210)で、全国どこでも、お近くの相談窓口をお答えします。

あなたが被害を受けたときは、一人で悩まず、ご相談ください。DV被害者に気付いたときや、相談されたときは、相談機関があることを伝えてください。

被害に気付いたら

緊急に相談したい。加害者を捕まえてほしい。

相談したい。とりあえず加害者の元から避難したい。

暴力を受けてケガをした。

加害者が近寄ってこないようにしたい。

警察

- 暴力の相談に対応します。
- 加害者への指導警告や検挙を行います。

警察本部警察相談室
各警察署相談窓口

配偶者暴力相談支援センター

- 暴力の相談に応じます。
- 保護命令の申請等、必要な情報の提供を行います。
- 被害者の一時保護について情報提供を行います。

愛媛県福祉総合支援センター
愛媛県男女共同参画センター

病院

- ケガの治療を行います。
- 暴力を受けた証明となる診断書を作成します。
- 被害者の意思を確認したうえで、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報します。

地方裁判所

- 保護命令を発令します。
※申請のための情報提供は、配偶者暴力相談支援センターで行っています。

加害者から離れ、新しい生活を始めたい。



住民票や国民健康保険証について相談したい。

市民課
住民課

各種の社会福祉制度を利用したい。

福祉事務所

住むところを探したい。

公営住宅担当課

就職の相談をしたい。

公共職業安定所

子どもに関する相談をしたい。

児童相談所
教育委員会
保育所

離婚したい。

法テラス
弁護士会
家庭裁判所

法務局 女性の人権ホットライン

人権相談を受け付けています。
DV・セクハラ・ストーカー被害など、ご相談下さい。
☎ 0570-070-810 平日8:30~17:15

一人で悩まないで、相談してね!

